



OPRTプレスリリース

中西部太平洋メバチ資源回復実現へ

OPRTが、WCPFC・科学小委の資源評価結果の保留、 堅実な科学的基礎に基づく保存管理措置の実施、 まき網によるメバチの国別漁獲枠設定等を要望

平成29年10月4日

一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構は、中西部太平洋の特にメバチ資源の回復に向けての要請（要旨別添）を10月3日付けでWCPFC フェレティ・P・テオ事務局長宛書面にて行った。

この書簡は、OPRTが、6月8日、各国会員の参加を求め、東京で会合を開催し、中西部太平洋メバチ資源*の回復について協議したこと等を踏まえたもの。

注*：2014年8月、科学小委員会が3年振りに実施した資源評価において、長年続いてきた過剰漁獲のさらなる悪化が進み、2012年に乱獲状態に陥ったとされているが、2016年まで、特にまき網漁業の集魚装置（FADs）操業の更なる抑制につながる措置は採択・実施されていない。また、本年8月の科学小委で3年振りに同海域のメバチの資源評価が実施され、12月の年次会議において、現行保存管理措置が更新される予定となっている。

2013年12月に採択された複数年管理プログラム(2014年-17年を対象)に規定されている諸措置、とりわけ、メバチ資源への漁獲死亡率の削減を図る上で不可欠な、2015年以降の集魚装置(FAD)に依存した設網数の削減、まき網漁業の過剰な漁獲能力の削減等が実現していない。

本年8月に科学小委が示したメバチの資源評価は、小委自ら認めるように従来に較べて、不確実性が大きいとしつつ、これまでの評価(過剰漁獲かつ乱獲状態)を覆し、「過剰漁獲も生じておらず、乱獲状態でもない」としている。このような情報が、新たな資源管理措置に適用されれば、取り返しのつかない悪影響がメバチ資源に及ぶ確率が高く、管理措置の検討における使用は留保するのが適当。小委が特記している不確実性を減じる努力を優先すること。従来の科学的知見に基づき、過剰とされるまき網のメバチ若齢魚の削減を着実に図るべく、まき網に対する国別メバチ漁獲枠の設定等を求めたもの。

本要望について、長畠大四郎専務は以下の通り述べた。

「WCPFC では 2013 年 1 2 月の年次会合でメバチ資源回復等を目的とする保存管理措置が、2014 年からの 4 カ年プログラムとして採択されたが、2014 年の 12 月の年次会合では、同プログラムに規定された、**2015 年以降のまき網船に対する追加的な FAD 操業規制が、前提とされた島嶼国の負担軽減措置に合意できなかったため実施されず、その後、なんらの進展もない。**加えて、**まき網漁船の過剰漁獲能力削減の枠組みを樹立するといった規定についても進展のない状況が続いてきている。**

メバチを主対象とする OPRT 生産メンバーのみならず日本の流通サイドの懸念も高まっていることもあり、速やかに、中西部太平洋のメバチ資源の回復に向けた実効的かつ公平な措置が採択され、実施されることを切に願ってきたところである。

本年 6 月の OPRT 会員会合では、本年 12 月の WCPFC 年次会合において、現行の複数年管理プログラム(2017 年まで適用)の更新が予定されていることを念頭に、特定の外国まき網漁船のメバチ漁獲量等が突出して高いことを確認の上、まき網漁業によるメバチ若齢魚の漁獲を有効に抑制するためには、**①国別のまき網によるメバチ漁獲枠の設定が必要**であること、WCPFC における漁獲戦略(HS)の樹立に向けた検討では、カツオがメバチに先行しているが、カツオを対象とするまき網の集魚装置を用いた操業では、多量のメバチ若齢魚が漁獲されることにより、メバチ資源悪化の主要因となっている。この現実を踏まえ、**②メバチに配慮することなくカツオ漁業だけの都合でカツオの HS を検討することは不適切**であること、で意見が一致した。

なお、日本、台湾、中国及び韓国という OPRT 会員を有する主要はえ縄国は、まき網漁業のメバチ漁獲抑制措置が強化されない中でも、**③はえ縄漁業に関する漁獲枠(2017 年に向けて削減)の下で漁獲量を削減する努力を払っている点は、今後の管理措置を検討する際に正当に評価されるべき**ことも確認した。

その後、本年 8 月に開催された、WCPFC 科学小委員会会合において、3 年振りに実施されたメバチの資源評価では、「今回新たに導入したメバチの成長式(年齢-サイズ)及び資源分布の海区割り」に大きな不確実性があると小委自身も認めつつ、楽観的な結果が提示されている。

それに対しては、資源に取り返しのつかないダメージが生じることを回避するため、**④予防的に今次資源評価結果を管理措置検討に使用することは留保し、早急に不確実性を適切に解消することに取り組むべき。**それまでの間、従来の科学的知見に依拠し、**⑤特定の漁業の漁獲削減が依然として必要である。**という 5 点を強調・要請した。」

OPRT 各国会員も、各自、この書簡に基づき自国政府に対して、要望することとしている。

(問合せ先)

責任あるまぐろ漁業推進機構

事務局長：田端 事業部長：人見
TEL：03-3568-6388
FAX：03-3568-6389
Eメール：maguro@opr.or.jp

(WCPFC事務局長へのOPRT書簡抜粋)

昨年9月16日付けの貴事務局宛を含む一連の書簡で述べているように、我々は、中西部太平洋(WCPO)のメバチ資源の現在の状況及び将来について重大な懸念を有しています。同資源は、われわれの登録船にとって、最も重要な資源であります。

同資源は、20年にわたり過剰漁獲の状態が継続し、2014年8月に開催された科学小委員会において行われた資源評価によれば、過剰漁獲の程度が悪化した(F/F_{MSY} : 1.46 (2011年のベースケース)から 1.57(同 2014年))ばかりではなく、2012年に乱獲の状態に陥っている($SB_{latest}/SB_{F=0}=0.16$)とされ、その回復に向けての管理勧告が提示されました。科学小委からの従来勧告が維持されるべきことは、昨年8月に開催された科学小委でも確認されています(科学小委12サマリーレポートパラ28.)

この資源の保存管理に責任を有するWCPFCは、2013年12月のWCPFC10において標記のCMM2013-01を採択しましたが、上記科学小委が、より厳しい評価及び管理勧告を2014年8月に提示したにも拘らず、昨年12月に開催されたWCPFC13に至るまでCMMの効果の実現に必要な中心的措置の実現を見ていません。即ち、2015年以降のまき網船に対する追加的なFAD操業規制が前提とされた島嶼国の負担軽減措置に合意できなかったため、残念ながら、CMM2013-01の主要な要素の実施の過半がなされないまま、今に至っています。

このような状態に我々は深く失望し、早急に是正される必要があるとの認識を有してきました

本年は、2017年末に期限切れとなる当該複数年管理プログラムを更新する作業が必要であり、そのための種々の会合、作業が予定されています。

これに関連して、OPRTは会員会合を2017年6月8日に東京で開催し、メバチ資源の回復に特別な注意を払いつつ、標記CMMsの効果的な実施及び新たな保存管理措置に含まれるべき要素に関して意見交換を行いました。本年8月の科学小委員会会合(SC13)では、新たなメバチの全面的な資源評価が行われることも念頭に置いておりました。

その後、本年8月の科学小委員会会合(SC13)からの結果に大いに驚き、SC13自身も認めている不確実性に強い懸念を有しております。我々は、そのような情報に基づいて新たな保存管理措置がとりまとめられるようなこととなれば、中西部太平洋のメバチ資源に取り返しのできないダメージが高い確率で生じるものと考えます。

このような新たな状況の下、当該科学小委のサマリー・レポートを参照しつつ、OPRTとして以下のコメントを申し上げますので、前向きに検討され、今後の議論において、反映されることを願っております：

1. レポートに記された下記の3つのパラグラフを注意深く読めば、当該評価情報を新たなメバチの保存管理措置の取りまとめに使用することは時期尚早と見做さざるをえない。従って、当該資源評価に含まれる不確実性が解消されるまでは、2014年の全面的評価を、継続して保存管理措置の基礎とすべきである。

これは、特に予防的方法の適用を規定した条約第5条(c)項に合致するものである。

- 今回の情報には、前回の資源評価から2通りの変化がみられる；第1に、今次の資源状況はよりポジティブなものであるが、第2に、2017年のメバチの資源状況には、より高い不確実性が存在する(パラ232)。

- － SC13 は、2017 年の資源評価によるメバチの資源状況のポジティブな変化は、主に以下の 3 つの要素に起因することに留意した：①新たな成長曲線情報、②新たな海区評価構造(海区割り)及び③近年の加入量の増加の推定。(パラ 233)
- － SC13 は、本評価を改善し、不確実性を減少させるため、今後、作業が必要であると認識した。今後の調査・研究は、(評価への)影響が最も大きい不確実性の二つの中軸：成長及び海区割り)に集中すべきである。(パラ 242)

今次資源評価への影響が最も大きい成長式及び海区割りからの不確実性を可能な限り早期に適切なレベルまで解消すべく、所要の検討を速やかに進めるべきであり、不確実性の解消後、改善を施した評価結果を実際の保存管理措置の基礎とすべきである。

2. 従って、それまでの間、保存管理措置は、継続して SC12 の管理上の諸勧告を基づくものとするべきである。特定の漁業による近年の漁獲死亡の削減が未だ必要である。

3. 我々は、これまでの経験から、まき網 FADs 操業に対する禁漁期間の設定では、同漁業によるメバチ若齢魚の漁獲量を十分に制御できてこなかったと認識する。

SC13 における(不確実性の高い資源状況評価部分に直接関係しない)管理上の下記の勧告を効果的に実施する上でも、まき網漁業に対して、CCM 別メバチ漁獲枠の設定が必要と考える。

- － SC13 は、メバチの漁業生産量を増加させ、熱帯海区における本魚種の産卵能力への更なるインパクトを減少させるため、WCPFC14 が若齢メバチを捕獲する漁業による漁獲死亡を減少させる方策の検討を継続することを勧告する。(パラ 240)

4. 主要延縄漁業を有する 5 つの CCMs(中国、日本、韓国、台湾及び米国: 米国を除くすべてには OPRT 会員団体が存在)は 2014 年から 2017 年までの間のはえ縄漁業による漁獲枠削減の対象となっている(CMM2013-01 等の付属書付属書 F)。関連するはえ縄業界は、当該管理措置においてまき網漁業について記述された追加的な措置が実施されるか否かに関わりなく、漁獲枠削減スケジュールに従って、各自ののはえ縄漁業による漁獲量を減少させるために最大の努力を払ってきたことを正当に評価すること。

5. 中西部太平洋のカツオの漁獲戦略(HS)を取りまとめる過程において、カツオを主対象とし、同時に若齢メバチを多量に捕獲する漁業がメバチに及ぼす影響について考慮すること。上記パラ 3. で述べたとおり、カツオを主対象としつつ若齢メバチも漁獲するまき網の FADs 操業がメバチ資源に大きな影響を及ぼしているため、メバチ資源と関連漁業に配慮せず、カツオ資源・漁業のみを念頭に置いたカツオの HS の検討を進めていくことは不適當である。

これに関して、カツオ及びメバチの管理戦略評価(MSE)を活用して慎重な議論を進めるべき。

※保存管理措置 2013-01

http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC%2010%20FINAL%20RECORD_1.pdf

※保存管理措置 2014-01

http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC11%20summary%20report%20_FINAL_1.pdf

※保存管理措置 2015-01(注：2015年12月採択：保存管理措置 2014-01 を一部改定)

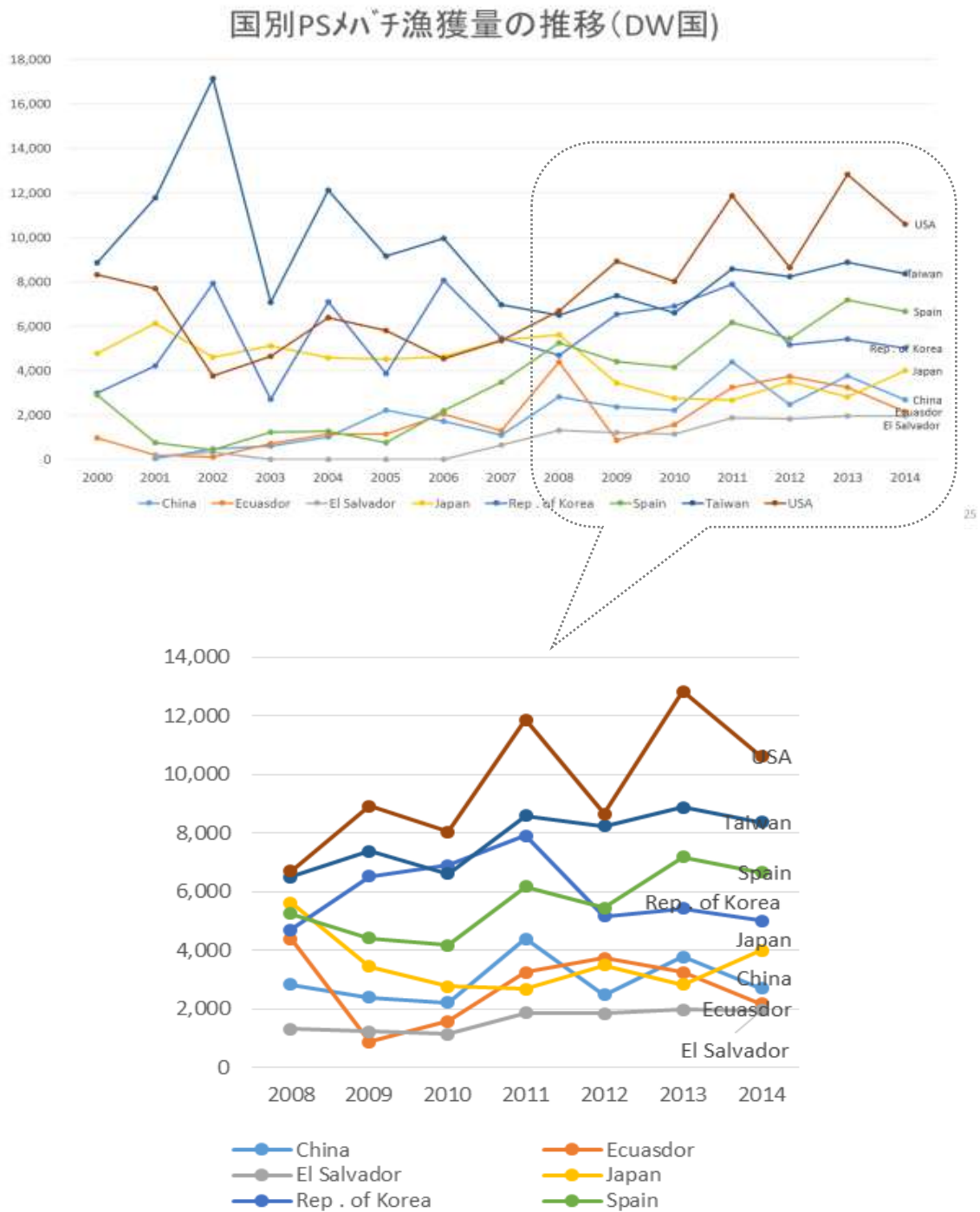
http://www.wcpfc.int/system/files/CMM%202015-01%20Conservation%20and%20Management%20Measure%20for%20Bigeye%20Yellowfin%20and%20Skipjack%20Tuna_0.pdf

※保存管理措置 2016-01(注：2016年12月採択：保存管理措置 2015-01 を一部改定)

https://www.wcpfc.int/system/files/Att%20O_CMM%202016-01%20CMM%20for%20Bigeye%20Yellowfin%20and%20Skipjack%20Tuna.pdf

(検索手順) WCPFC ホームページ→Meeting→Regular Session of the Commission → WCPFC 10(又は 11)→ WCPFC 10(11) Summary Report (ダウンロード)

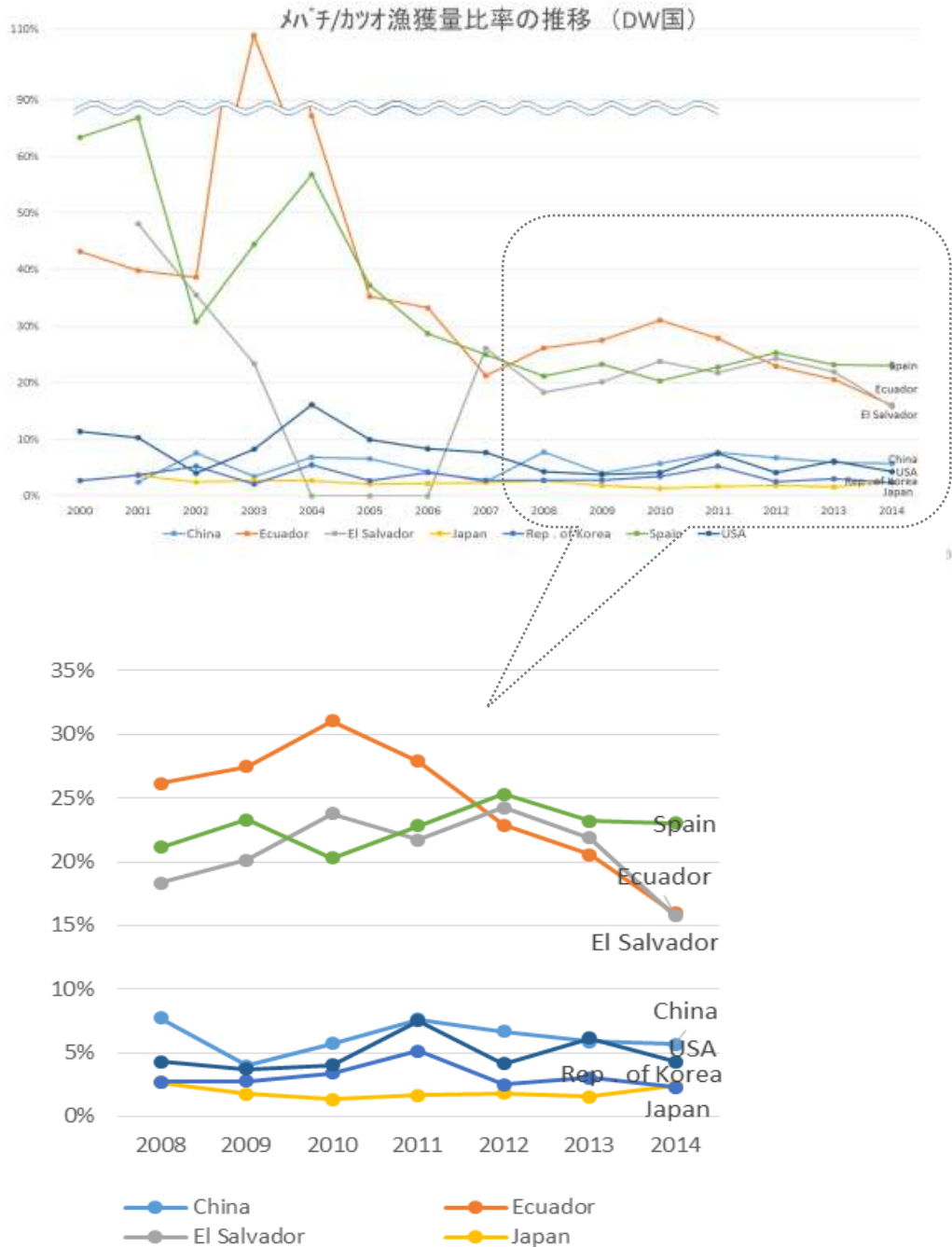
図1 中西部太平洋における CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)別
まき網漁業によるメバチ漁獲量の推移(単位ト)



Source : WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2014

[注釈：2008年にメバチを含む熱帯カツオマグロの保存管理措置(CMM2008-01)を採択。しかしながら、その後、米国、スペイン等は まき網漁業によるメバチ漁獲量を増加させている。近年、米国、台湾及びスペインの3者で、中西部太平洋における、まき網漁業でのメバチ総漁獲量の3分の1超を占めている状況。]

図2 中西部太平洋における CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)の
まき網漁業によるカツオに対するメバチの漁獲比率の推移
(メバチ漁獲量÷カツオ漁獲量 x100(%))



Source : WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2014

[注釈：中西部太平洋におけるまき網漁業でのカツオ漁獲量(同漁業の主対象魚種)に対してメバチ漁獲量が占める比率(メバチ漁獲量/カツオ漁獲量)の推移をみると、スペイン、エクアドル及びエルサルバドルのグループが、他のグループと比較してかなり高い比率を示している。これら3者、とりわけ、スペインが他のグループ(同10%未満)並みに比率を下げれば、メバチ資源の保存に貢献する。]

表 1. 保存管理措置 2013-01, 2014-01 及び 2015-01 の附表 F

[注：主要はえ縄漁業 CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)に対するはえ縄漁業によるメバチ漁獲枠削減スケジュール(単位：ト)。]

CCMs	Catch Limits			
	2014	2015	2016	2017
CHINA	9,398	8,224	8,224	7,049
INDONESIA	5,889	5,889*	5,889*	5,889*
JAPAN	19,670	18,265	18,265	16,860
REPUBLIC OF KOREA	15,014	13,942	13,942	12,869
CHINESE TAIPEI	11,288	10,481	10,481	9,675
USA	3,763	3,554	3,554	3,345

*Provisional and maybe subject to revision following data analysis and verification

※インドネシア(途上国のため削減ではなく漁獲枠凍結)、数値は暫定的であり今後、データ分析や検証により変更がありうるとされている]

(参考)

平成 27 年 12 月 8 日付水産庁プレスリリース

「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 12 回年次会合」の結果について
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/151208.html> (抜粋)

(3) メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置

現行の保存管理措置(※6)の改訂が議論されましたが合意に至らず、現行措置が継続することとなりました。

※6 現行の保存管理措置

(ア) まき網(熱帯水域)

2014・2015・2016 年: 集魚装置(FAD) 操業禁止 4 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減

2017 年: FAD 操業禁止 5 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減に加え、公海周年 FAD 操業禁止

ただし、2017 年以降の FAD 操業禁止 1 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減の追加は、不均衡な負担が島嶼国に転嫁されないことが確保された場合に効力を生ずる。

(イ) はえ縄

メバチの漁獲量を 2001～2004 年の平均値から 40%削減(2014 年から段階的に実施)。